資料５

令和４年度における地域包括支援センターの運営基準及び評価基準の改正について（案）

◎　令和４年度における地域包括支援センターの運営基準及び評価基準について、現在の取組状況や国の動向等を踏まえ、以下のとおり改正する。

改正後の運営基準（案）・評価基準（令和４年度分）（案）は、それぞれ別紙５・別紙６のとおり。

１　地域の課題分析及び事業計画の策定、事業実施及び計画の見直し（１　共通基盤　⑵　運営体制）

・　第８期広島市高齢者施策推進プランに掲げた地域包括支援センターの活動に関連する数値目標等を基に、各センターが定量的な目標を設定し、年間計画を立てながらＰＤＣＡサイクルを回す取組を行っている。令和２年度の評価ではほとんどのセンターが基準に達しており、更なる取組の推進のため、運営基準及び評価基準に、具体的な目標設定、計画の随時見直しや可視化の視点を加える。

【地域の課題分析及び事業計画の策定】

	現　　行		改　正　案	
指標	【地域の課題分析等】 地域情報を収集・分析し、地域のニーズや課題、強み等の地域の現状を的確に把握するとともに、解決策を事業計画に反映させている。		【地域の課題分析**及び事業計画の策定**】 地域情報を収集・分析し、地域のニーズや課題、強み等の地域の現状を的確に**把握した上で、市の方針も踏まえた具体的な事業計画を策定している。**	
基準	４	地域実態把握シートの作成を通じて、担当エリア内の全ての地域の現状を的確に把握し、事業計画に反映させている。	４	**市の方針や担当エリア全ての地域診断を考慮した具体的な事業計画を、評価方法も検討した上で策定している。**
	３	地域実態把握シートの作成を通じて、地域の現状を的確に把握し、おおむね事業計画に反映させている。	３	**市の方針や地域診断を考慮した具体的な事業計画を策定している。**
	２	地域実態把握シートの作成を通じて、地域の現状を把握しているが、事業計画への反映が不十分である。	２	**市の方針や地域診断を考慮した事業計画を策定しているが、具体的ではない。**
	１	地域実態把握シートの作成が不十分で、地域の現状を踏まえた事業計画となっていない。	１	地域実態把握シートの作成**等**が不十分で、地域の現状を踏まえた事業計画となっていない。

【事業実施及び計画の見直し】

	現　　行		改　正　案	
指標	【事業計画の策定】 市の方針や地域診断等を通じて把握した地域の実態を踏まえるとともに、センター職員が協働して事業計画を策定している。		**【事業実施及び計画の見直し】 センター職員が協働して策定した事業計画に基づき事業を実施し、随時計画の見直しを行っている。**	
基準	４	市の方針や地域の実態から課題分析をした上で、解決策を含めた事業計画を策定し、実施している。	４	**策定した事業計画に基づいて事業を実施し、センター職員間で事業実施状況を共有し、随時計画の見直しを行い、可視化している。**
	３	市の方針や地域の実態を十分考慮した上で、事業計画を策定し、実施している。	３	**策定した事業計画に基づいて事業を実施し、センター職員間で事業実施状況を共有し、計画の見直しを行っている。**
	２	市の方針や地域の実態を考慮した事業計画を策定し、実施している。	２	**策定した事業計画に基づいて事業を実施し、各担当者が計画の見直しを行っている。**
	１	市の方針や地域の実態を十分に把握しておらず、事業計画に反映できていない。	１	**策定した事業計画に基づいて事業を実施している。**

２　総合相談業務（３　総合相談支援　②、③）

⑴　処遇困難事例への対応

・　地域共生社会の実現に向け、高齢者だけでなく８０５０問題など複合的な課題や制度に結び付きにくい困難事例について、組織的な対応を行うことがより必要となっている。このため、運営基準及び評価基準に、ケース会議の充実や他機関との連携の視点を加える。

	現　　行		改　正　案	
指標	本人や家族、関係機関等からの情報収集などのアセスメントを十分行い、センター内のケース会議や処遇検討会の開催等により、的確な状況判断を行い、組織的に対応している。		**介護・障害・子育てなどの複合的な課題がある事例などに対して、**本人や家族、関係機関等からの情報収集などのアセスメントを十分行い、センター内のケース会議や処遇検討会の開催等により、的確な状況判断を行い、組織的に対応している。	
基準	4	センター内のケース会議や処遇検討会の開催などによりアセスメントを十分行い、的確な状況判断のもと、組織的に対応している。	4	センター内のケース会議や処遇検討会の開催などによりアセスメントを十分行い、的確な状況判断のもと、**他機関と連携して**組織的に対応している。
	3	アセスメントを十分行い、的確な状況判断のもと、組織的に対応している。	3	**センター内のケース会議や処遇検討会の開催などによりアセスメントを十分行い、的確な状況判断のもと、組織的に対応している。**
	2	アセスメントを行い、組織的に対応しているが、状況判断があいまいな場合がある。	2	**アセスメントを十分行い、的確な状況判断のもと、組織的に対応している。**
	1	対応が担当者任せになっている。	1	**アセスメントを行っているが、対応が担当者任せになっていることがある。**

⑵　相談記録の作成・管理及び分析・活用

・　相談記録を作成・管理するだけでなく、ほとんどのセンターが相談内容の分類・類型化に取り組んでいる。現行基準では、分析・類型化のみを評価しているため、運営基準及び評価基準に、相談内容の分析や地域における会議等での活用を加える。

	現　　行		改　正　案	
指標	【相談記録の作成・管理】 初期段階での相談では相談者との信頼関係を構築し、「利用者基本情報」や「相談受付票」を活用して的確な状況を把握している。 継続して支援できるよう、相談記録を残している。		【相談記録の作成・管理**及び分析・活用**】 初期段階での相談では相談者との信頼関係を構築し、「利用者基本情報」や「相談受付票」を活用して的確な状況を把握している。 継続して支援できるよう、相談記録を残している。 **相談内容を類型化して分析し、活用している。**	
基準	4	常に「利用者基本情報」や「相談受付票」などの相談記録票に記録するとともに、相談内容を類型化し分析している。	4	常に「利用者基本情報」や「相談受付票」などの相談記録票に記録するとともに、相談内容を類型化して分析し、**地域での説明資料として活用している。**
	3	常に「利用者基本情報」や「相談受付票」などの相談記録票に記録している。	3	常に「利用者基本情報」や「相談受付票」などの相談記録票に記録**するとともに、相談内容を類型化し分析している。**
	2	「利用者基本情報」や「相談受付票」などの相談記録票に記録していないことがある。	2	**常に**「利用者基本情報」や「相談受付票」などの相談記録票に記録**している。**
	1	「利用者基本情報」や「相談受付票」などの相談記録票の記録が不十分である。	1	「利用者基本情報」や「相談受付票」などの相談記録票**に記録していないことがある。**

３　権利擁護（４　権利擁護 ⑴ 権利擁護、⑵ 高齢者虐待防止、⑶ 消費者被害防止）

⑴ 成年後見制度等の利用支援

・　第８期プランでは、今後、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれることを踏まえ、成年後見制度の利用促進を図ることとしている。現行基準では、制度・サービスに関する情報収集・提供のみを評価しているため、運営基準及び評価基準に、必要に応じて申立て支援を行うなどの利用支援を加える。

・　また、地域住民に対する普及啓発に関して、センターだよりの活用に加え、各地域で計画的に普及啓発を行う取組を評価対象とするよう評価基準を見直す。

		現　　行		改　正　案
指標		【成年後見制度等の利用支援】 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業、民間の財産管理・身元保証サービス等、高齢者の権利擁護に係る制度・サービスに関する情報を収集し、相談者等へ提供できるよう整理している。		【成年後見制度等の利用支援】 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業、民間の財産管理・身元保証サービス等、高齢者の権利擁護に係る制度・サービスに関する情報を収集し、相談者等へ提供できるよう整理している。 **必要に応じて、成年後見制度の利用申立て支援や福祉サービス利用援助事業（かけはし）の利用支援を行っている。**
基準	4	高齢者の権利擁護に係る制度・サービスに関する情報を幅広く収集し、情報提供できるよう整理している。	4	高齢者の権利擁護に係る制度・サービスに関する情報を**民間で作成されたものを含めて**幅広く収集して情報提供できるよう整理し、**必要に応じて申立て支援や利用支援を行っている。**
	3	高齢者の権利擁護に係る制度・サービスに関する情報をある程度収集し、情報提供できるよう整理している。	3	高齢者の権利擁護に係る制度・サービスに関する情報を**民間で作成されたものを含めて幅広く**収集し、情報提供できるよう整理している。
	2	高齢者の権利擁護に係る制度・サービスに関する情報収集を行っているが、提供資料の整理が不十分である。	2	高齢者の権利擁護に係る制度・サービスに関する**情報を収集し、情報提供できるよう整理している。**
	1	情報収集が不十分で、提供できる資料も少ない。	1	**高齢者の権利擁護に係る制度・サービスに関する情報収集を行っているが、提供資料の整理が不十分である。**
指標		地域住民に対し、高齢者の権利擁護に関する普及啓発を計画的に行うとともに、必要な高齢者等への制度・サービス等に関する情報提供や利用支援を適切に行っている。		地域住民に対し、高齢者の権利擁護に関する普及啓発を計画的に行うとともに、必要な高齢者等への制度・サービス等に関する**情報提供を適切に行っている。**
基準	4	地域住民に対し高齢者の権利擁護に関する普及啓発を計画的に行い、実施エリアは全ての小学校区をカバーしている。	4	地域住民に対し高齢者の権利擁護に関する普及啓発を、**センターだよりの活用に加え、地域の集まり等でもバランスよく**計画的に行い、実施エリアは全ての小学校区をカバーしている。
	3	地域住民に対し高齢者の権利擁護に関する普及啓発を計画的に行っている。	3	地域住民に対し高齢者の権利擁護に関する普及啓発を、**センターだよりの活用に加え、地域の集まり等でも**計画的に行っている。
	2	地域住民に対し高齢者の権利擁護に関する普及啓発を行っている。	2	地域住民に対し高齢者の権利擁護に関する普及啓発を、**センターだよりを活用して計画的に**行っている。
	1	地域住民に対する高齢者の権利擁護に関する普及啓発はあまり行っていない。	1	**地域住民に対し高齢者の権利擁護に関する普及啓発を行っている。**

⑵ 高齢者虐待への対応

・　高齢者虐待について、現行基準では、通報受理から４８時間以内の初回コア会議開催、状況変化に応じての支援計画作成を評価しているが、運営基準・評価基準に、養護者支援の視点を踏まえるなど専門的・継続的な視点を持った支援の取組を加える。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">現　　行</th><th colspan="2">改　正　案</th></tr>
<tr><td>指標</td><td colspan="2">【高齢者虐待への対応】
通報・届出・相談があった場合は、的確に状況判断を行うとともに、本人宅への訪問を含め、迅速かつ的確な情報収集を行っている。</td><td colspan="2">【高齢者虐待への対応】
通報・届出・相談があった場合は、的確に状況判断を行うとともに、本人宅への訪問を含め、迅速かつ的確な情報収集を行っている。
収集した情報に基づき、速やかに初回コアメンバー会議を開催している。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">基準</td><td>4</td><td>通報等の内容を的確に判断し、通報を受けた後、関係機関に連絡を行うなど、迅速かつ的確な情報収集を行うとともに、おおむね48時間以内にコアメンバー会議を開催している。</td><td>4</td><td>通報等の内容を的確に判断し、通報を受けた後、関係機関に連絡を行うなど、迅速かつ的確な情報収集を行うとともに、おおむね48時間以内に初回コアメンバー会議を開催している。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>通報等の内容を的確に判断し、情報収集を行い、コアメンバー会議を開催している。</td><td>3</td><td>通報等の内容を的確に判断し、情報収集を行い、初回コアメンバー会議を開催している。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>通報等の内容の判断が不適切だったり、情報収集が不十分な場合がある。</td><td>2</td><td>（同左）</td></tr>
<tr><td>1</td><td>通報等の内容の判断が不適切で情報収集も不十分である。</td><td>1</td><td>（同左）</td></tr>
<tr><td>指標</td><td colspan="2">収集した情報に基づき、速やかにコアメンバー会議を開催し、緊急性の判断や支援計画を作成し、関係機関と連携し適切に対応している。</td><td colspan="2">コアメンバー会議等を開催し、状況変化に応じて緊急性の判断や支援計画の作成及び見直しを行い、関係機関と連携し適切に対応している。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">基準</td><td>4</td><td>虐待対応の全てのケースについて、状況変化に応じて支援計画を作成し、関係機関等と連携した支援を行っている。</td><td>4</td><td>虐待対応の全てのケースについて、状況変化に応じて養護者支援の視点も踏まえて支援計画を作成し、関係機関等と連携して終結後を見据えた支援を行っている。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>虐待対応ケースの支援計画を策定し、関係機関等と連携した支援を行っている。</td><td>3</td><td>虐待対応の全てのケースについて、状況変化に応じて支援計画を作成し、関係機関等と連携した支援を行っている。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>虐待対応ケースの支援計画を策定していない場合がある。</td><td>2</td><td>虐待対応ケースの支援計画を策定し、支援を行っているが、組織的な対応ができていない場合がある。</td></tr>
<tr><td>1</td><td>虐待対応ケースの支援計画を策定していない。</td><td>1</td><td>虐待対応ケースの支援計画の策定や評価が行われていない場合がある。</td></tr>
</table>

⑶ 消費者被害への対応

・　消費者被害に関しては、各センターとも情報収集・提供をきめ細かく行っている。近年、さらに多様な被害が発生していることを踏まえ、評価基準に、関係機関への情報提供のほか、被害が疑われる際における相談窓口と連携した取組を加える。

	現　　行		改　正　案	
基準	4	消費者被害の最新情報と支援の方法を把握し、普及啓発を計画的に行うとともに、適切な助言等の支援を行っている。	4	消費者被害の最新情報と支援の方法を把握し、普及啓発も計画的に**広く**行うとともに、**関係機関へも情報提供を行っている。また、被害が疑われる場合には相談窓口と連携し、対応している。**
	3	消費者被害の情報と支援の方法を入手し普及啓発を行うとともに、助言等の支援を行っている。	3	消費者被害の**最新**情報と支援の方法を**把握し**、普及啓発を**計画的に広く**行うとともに、**被害が疑われる場合には相談窓口と連携し、対応している。**
	2	被害が発生した場合には対応しているが、消費者被害の防止に関する普及啓発はあまりできていない。	2	**消費者被害の情報と支援の方法を入手し計画的に普及啓発を行うとともに、被害が発生した場合には助言を行っている。**
	1	消費者被害の防止に関する普及啓発はあまりできておらず、被害発生時の対応も不十分である。	1	**被害が発生した場合には助言しているが、消費者被害の防止に関する計画的な普及啓発はあまりできていない。**

4　包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築（5　包括的・継続的ケアマネジメント支援　② 介護サービス事業所相互の連携）

・　現在、研修会や連絡会を通して介護サービス事業所相互の連携を図っているが、近年、介護サービスの多様化や処遇困難事例の増加が見られることから、評価基準に、連携を深めるための環境整備を行う視点を持った支援の取組を加える。

	現　　行		改　正　案	
基準	4	サービスの種別を問わず、介護サービス事業所相互の連携を図り、ネットワークが構築できている。	4	サービスの種別を問わず、介護サービス事業所相互の連携を**さらに深めるための環境整備を行い、ネットワークを構築している。**
	3	介護サービス事業所相互の連携を図り、ある程度ネットワークが構築できている。	3	**サービスの種別を問わず、介護サービス事業所相互の連携を図り、ネットワークを構築している。**
	2	介護サービス事業所相互の連携を図っているが、ネットワーク構築には至っていない。	2	**介護サービス事業所相互の連携を図っている。**
	1	介護サービス事業所相互の連携をあまり図っていない。	1	（同左）

５　地域介護予防拠点整備促進事業（７　重点事業 ⑴ 地域介護予防拠点整備促進事業）

⑴ 地域介護予防拠点の立ち上げ箇所数

・　地域介護予防拠点の活動は市域全体に広がりを見せており、新規に立ち上がった拠点の数のみを評価基準とするのではなく、圏域内に偏りなく拠点が立ち上げることを目指す内容に改める。

		現　　行		改　正　案
基準	4	いきいき百歳体操を取り入れて週１回以上開催する介護予防拠点を４か所以上立ち上げている。	4	**いきいき百歳体操を取り入れて週１回以上開催している地域介護予防拠点を、圏域内に偏りなく立ち上げ、活動を支援している。**
	3	いきいき百歳体操を取り入れて週１回以上開催する介護予防拠点を２か所以上立ち上げている。	3	**なし**
	2	いきいき百歳体操を取り入れて週１回以上開催する介護予防拠点を１か所立ち上げている。	2	**いきいき百歳体操を取り入れて週１回以上開催している地域介護予防拠点を立ち上げているが、圏域内で偏りがある。**
	1	いきいき百歳体操を取り入れて週１回以上開催する介護予防拠点を立ち上げることができなかった。	1	**なし**

⑵ 地域介護予防拠点への参加人数

・　第８期プランで掲げた地域介護予防拠点の参加数の数値目標について、令和４年度の目標の達成を目指して評価基準を改める。

		現　　行		改　正　案
基準	4	介護予防拠点の参加者が高齢者人口1,000人当たり65人以上である。	4	地域介護予防拠点の参加者が高齢者人口1,000人当たり**70人以上**である。
	3	介護予防拠点の参加者が高齢者人口1,000人当たり55人以上65人未満である。	3	地域介護予防拠点の参加者が高齢者人口1,000人当たり**60人以上70人未満**である。
	2	介護予防拠点の参加者が高齢者人口1,000人当たり45人以上55人未満である。	2	地域介護予防拠点の参加者が高齢者人口1,000人当たり**50人以上60人未満**である。
	1	介護予防拠点の参加者が高齢者人口1,000人当たり45人未満である。	1	地域介護予防拠点の参加者が高齢者人口1,000人当たり**50人未満**である。

６　認知症地域支援体制づくり（７　重点事業 ⑷ 認知症地域支援体制づくり）

⑴ 認知症の人の権利擁護

・　権利擁護のための支援は、認知症の人に限らず全ての人に対して行うものであるため、権利擁護の評価基準を用いて評価することとし、本評価基準は削除する。

		現　　行	改　正　案
基準	4	認知症の人の権利擁護のため、必要に応じて迅速に（積極的に）成年後見制度の申立て支援や福祉サービス利用援助事業（かけはし）の利用支援を行っている。	**（　削　除　）**
	3	認知症の人の権利擁護のため、必要に応じて成年後見制度の申立て支援や福祉サービス利用援助事業（かけはし）の利用支援を行っている。	
	2	なし	
	1	成年後見制度の申立て支援や福祉サービス利用援助事業（かけはし）の利用支援を行っていない。	

⑵　認知症初期集中支援チームとの連携

・　令和３年度に認知症初期集中支援チームの全区展開が完了したことから、認知症地域支援体制づくりの更なる取組強化を目指して、評価基準に、積極的なチーム員会議への参加などを加える。

	現　　行		改　正　案	
基準	4	認知症初期集中支援チームに積極的にケースをつなぐとともに、必要に応じてチーム員会議に参加するなど、チームと緊密に連携し適切な支援を行っている。	4	認知症初期集中支援チームに積極的にケースをつなぐとともに、**積極的に**チーム員会議に参加するなど、チームと緊密に連携し適切な支援を行っている。
	3	認知症初期集中支援チームにケースをつなぐとともに、必要に応じてチーム員会議に参加するなど、チームと連携した支援を行っている。	3	認知症初期集中支援チームに**積極的に**ケースをつなぐとともに、必要に応じてチーム員会議に参加するなど、チームと**緊密に連携し適切な支援を行っている。**
	2	認知症初期集中支援チームにつないだケースがない。	2	認知症初期集中支援チームに**ケースをつなぐとともに、必要に応じてチーム員会議に参加するなど、チームと連携した支援を行っている。**
	1	なし	1	**認知症初期集中支援チームにつないだケースがない。**

7　その他

・　地域包括支援センターの運営基準について、規定の整備など所要の改正を行う。

【参考】今後のスケジュール等について

○　設置法人・地域包括支援センターへの説明

・　見直し後の評価基準は、令和４年３月１１日（金）に法人説明会を開催し説明する。

○　新型コロナウイルス感染症の影響による運用の見直し

・　新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によっては、令和３年度と同様、令和４年度においても評価基準の運用の見直しが必要となる可能性がある。この場合には、改めて本協議会に諮るものとする。